

議案第 27 号

機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 3 月 5 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也

機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例

(木古内町課設置条例の一部改正)

第1条 木古内町課設置条例（平成18年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条第5号中「まちづくり新幹線課」を「まちづくり未来課」に改める。

第2条第5号中「まちづくり新幹線課」を「まちづくり未来課」に改め、同号カを削り、同条第6号に次のように加える。

ク 広域観光に関すること。

(木古内町まちづくり委員会条例の一部改正)

第2条 木古内町まちづくり委員会条例（平成13年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第11条中「まちづくり新幹線課」を「まちづくり未来課」に改める。

(木古内町土地利用計画審議会条例の一部改正)

第3条 木古内町土地利用計画審議会条例（平成3年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条中「まちづくり新幹線課」を「まちづくり未来課」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。